

船舶事故等調査報告書

平成21年7月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009長第62号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成20年12月14日（日） 06時20分ごろ	
発生場所	長崎県新上五島町所在の相ノ島灯台より真方位088° 1,200m付近 （概位 北緯32° 55.3′ 東経129° 10.8′）	
事故等調査の経過	平成21年5月7日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	瀬渡船 ^{しおさい} 潮騒 10号、16トン	
船舶番号、船舶所有者等	292-46349長崎、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	主機5番シリンダの吸気バルブ、ピストン、シリンダーライナー、排気管などが損壊、主機は新替え	
事故等の経過	本船は、釣客10人を乗せて、瀬渡しの目的で新上五島町相ノ島に向かっていたところ、平成20年12月14日06時20分ごろ、相ノ島東端の東方約100m付近で、機関が異音を発したが、微速で航行できたため、相ノ島南側の5ヶ所に釣り客を瀬渡しした後、他船により友住港までえい航された。	
気象・海象	気象：風力 5、風向 北西	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船は、時化のなか約30ノットの高速で海水をかぶりながら航行して、過給機から海水を吸い込み、主機5番シリンダの燃焼室内に海水が浸入して各部が損傷した可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が航行中、過給機から海水を吸い込んだため、主機5番シリンダの燃焼室内に海水が浸入して各部が損傷したことにより発生した可能性があると考えられる。	